



# 栄小学校だより

令和5年7月13日(木)

No.19

## ○着衣泳講習を実施しました

7月12日(水)の2限目に5年生, 3限目に6年生が「着衣泳講習」の授業を受けました。講師の先生方は、鈴鹿中央消防署のみなさんです。

この授業は、何らかのアクシデントで「川や海等で誤って入ってしまった時、おぼれないため、あわてずに浮いて救助を待つ」ための訓練です。「命を守るための授業」です。水泳の授業の水着の上に洗濯等をしてきれいな状態の服等を着用し、洗濯済みの靴を履いて授業に臨みました。

着衣泳は、授業を受けた5年生・6年生のほとんどの子どもが初めての経験でしたが、真剣に話を聞いて万一の事故に備える訓練を受けました。

消防署の方々は実泳で模範をしていただくなど、とても丁寧にわかりやすい授業をしていただきました。子どもたちは、貴重な経験をしたと思います。

【もしもの場合は……】

- ①浮いて待つ
- ②水の中に助けに入らない
- ③水に浮くものを投げ入れる
- ④早い119番通報
- ⑤大人を呼ぶ



## ○夏の交通安全県民運動期間中です

7月11日(火)~20日(木)は、「令和5年夏の交通安全県民運動」期間です。その期間に合わせて、7月11日(火)に鈴鹿市では、市・市議会・警察署・交通安全協会・PTA等の連携のもと、早朝街頭活動を実施することにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、地域が一体となった交通事故防止活動を展開することを目的に「CTL(Civilian Traffic Leader)運動」を行いました。交通事故0(ゼロ)の街を目指してみんなで取り組んでいきましょう。

【CTL 運動実施場所(校区関係分)】

- ・栄小学校西方信号(FamilyMart 角)交差点
- ・秋永町信号(市川商会角)交差点
- ・磯山駅前信号(R23)交差点

【重点項目】

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤自転車等の安全利用の推進



## ○読み聞かせ活動（3年）

7月13日(木)の朝の会は、毎週恒例のボランティアさんによる「読み聞かせ活動」でした。この日は、3年生の教室で行っていただきました。ボランティアさんが持つ絵本に吸い込まれるように集中して聞いている子どもの姿を見て、本を通じて人と人が関わる大切さを感じました。



### 【お知らせ】

○7月18日(火), 19日(水)は「あゆみ渡し」です。担任より連絡がありました時間前にお越しください。また、児童の下校時間が18日 13:30(給食あり), 19日 10:30(給食なし)となります。ご注意ください

- ・懇談時間は10分程度です。
- ・名札をつけていただくようお願いします。
- ・自動車は運動場に駐車してください。
- ・スリッパ及び下靴を入れる袋を各自ご持参ください。
- ・入口は児童用昇降口をご利用ください。

○7月20日(火)は1学期終業式です。11:30下校(給食なし)予定です。

○夏休み授業日は8月25日(金)です。11:30下校(給食なし)予定です。

## ☆特集 保護者に向けた 「親塾シリーズ6」

もしもの時は、親は子どもの味方だということを伝えて、きちんと相談に乗ってあげてください。

ふだんの子どもとの会話の中で、ぜひ言葉に出して伝えてほしいことがあります。それは、「お父さんとお母さんはいつでもあなたの味方だよ」という言葉です。

日常的にそうした言葉がけを行い、実際に何かの相談があった際にはきちんと対応することで、何か問題事があったときにも相談しやすくなります。

そして、子どもから相談があった際は、話をさえぎらず、子どもが満足行くまで聞き続けてください。子どもの伝達力や言語能力がつかない場合、言っていることがよくわからないこともあるかもしれませんが、まずは子どもが話し終わるのを待ちましょう。

子どもが話し終わってから、質問を通じて子どもの言いたいことを正確に把握するようにしましょう。

大人の目から事態を軽く見積もったり、安易な言葉で言い換えて終わらせたりず、子どもの言うことをそのまま受け取り、徐々に内容の究明に努めていくようにしましょう。

子どもから相談を受けた親は、子どもが話している途中で、自分が知りたい情報を聞き出したいと考えがちです。

ですが、無理に話を聞き出そうとすると、心に傷を負った子どもをさらに傷つけ、子どもは話したくなくなることもあります。

【紹介】いじめや不登校、子育て等について保護者の方が相談できる窓口です。

<主な相談窓口>

○「いじめ電話相談」(毎日24時間対応)

TEL 059-226-3779

○「24時間子供 SOS ダイアル」(毎日24時間対応)

TEL 0120-0-78310

○「子どもの人権 SOS-e メール」(24時間受付)

([https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html))

○「こども家庭相談」(12/29~1/3を除く13:00~21:00)

TEL 059-233-1425